

(参考)

日本電信電話会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十六号)

附則

(会社の在り方の検討)

第二条 政府は、会社の成立の日から五年以内に、この法律の施行の状況及びこの法律の施行後の諸事情の変化等を勘案して会社の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。